

2 預かり保育または認可外保育施設等の預かり保育の無償化の認定

幼稚園（新制度未移行）の預かり保育または認可外保育施設等の預かり保育の無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定（新2号認定、新3号認定）を受ける必要があります。

利用している幼稚園（新制度未移行）の預かり保育実施時間が平日8時間（教育時間を含む）または、年間（平日・長期休業中・休日の合計）200日以上実施していない場合、その代わりとして利用する認可外保育施設などの利用について、無償化の対象となります。

【対象施設】 幼稚園（新制度未移行・預かり保育）

【対象児】 新2号・新3号認定（保育の必要性がある方・施設等利用給付認定）

新3号	0～2歳児 (クラス年歳)	住民税 課税世帯	無償化の対象外
		住民税 非課税世帯	
新2号	3～5歳児(クラス年歳)		

3 給食費の支払い

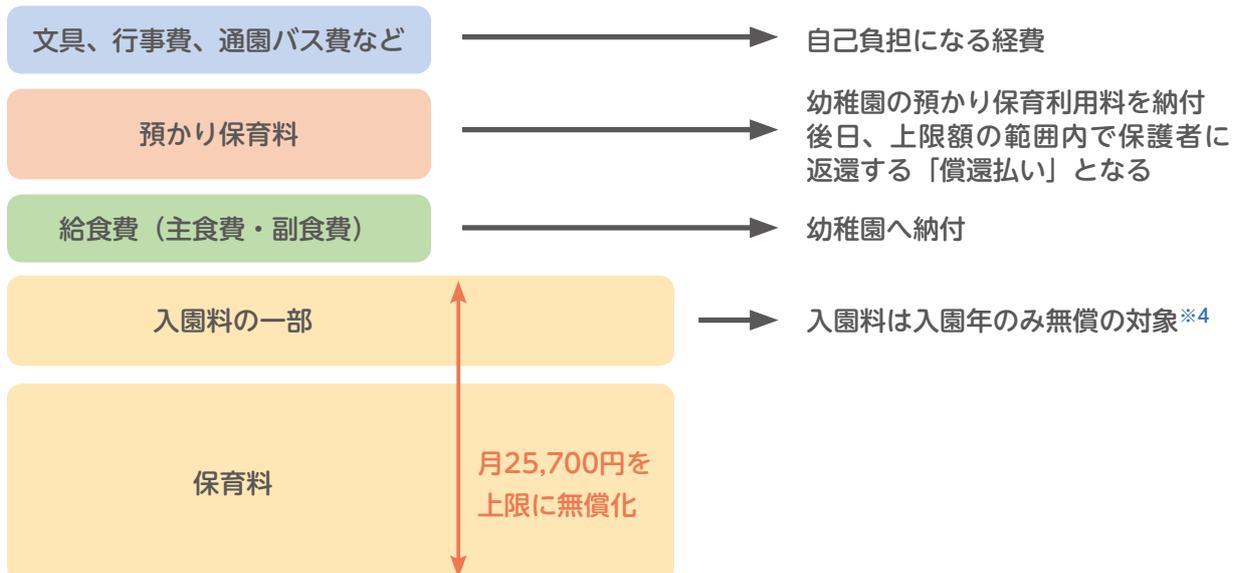
主食分と副食分の給食費をまとめて幼稚園にお支払いいただきます。

2019年10月以降

主食費	保護者負担
副食費（おかず・おやつ等）	保護者負担 ^{※3}

※3：年収360万円未満相当世帯の子どもと小学校3年生から数えて第3子以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が補助（上限4,500円）されます。

4 月額保育無償化のイメージ



*無償化の上限額の範囲内であれば、利用者から保育料を徴収することはありません。無償化の上限額を超える場合は、超えた分の保育料を施設へお支払いください。園によっては償還払いとなります。利用施設にご確認ください。

※4：入園料は、入園年度の在籍月数で割った額で計算します。